平成２６年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市三浦西583番地
債務者　井伊ちなみ
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２６年（フ）第３２０号
北九州市小倉北区今町２丁目12番24号
債務者　本多　五八
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第３２６号
北九州市八幡西区香月西４丁目２番11―405号
債務者　玉江　輝政
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第３２８号
北九州市小倉北区今町１丁目４番９―305号
債務者　玉井　雅子（旧姓穂束）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２６年（フ）第２０１号
大分市大字佐野4429番地　ダイアパレス佐野805
債務者　堀　大二郎
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第２５３号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番512―405号
債務者　磯村　昭一（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第４２６号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目23番49号　藤田方
債務者　久保　和子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第４２７号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目23番49号
債務者　藤田　敏行
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第５００号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟1318号
債務者　中村　眞介
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第５０１号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟1318号
債務者　中村滿里子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第５１３号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目７番７―510号、従前の住所神戸市北区上津台２丁目17番５号
債務者　工藤　彰司（旧姓紺屋）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２６年（フ）第７８３号
名古屋市東区矢田２丁目７番34号　Ｇ１ビル大曽根３Ａ号
債務者　枡岡不二男
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３３０号
熊本市西区島崎３丁目21番28号　レジデンシャル甲斐田２・102号室
債務者　平方　宏知
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第３３１号
熊本市西区島崎３丁目21番28号　レジデンシャル甲斐田２・102号室
債務者　平方恵利子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第３３４号
熊本市中央区萩原町６番33号
債務者　土田　広之
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第１１６号
広島県福山市東深津町６丁目５番７号　太田アパート３
債務者　頼政　利枝（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２６年（フ）第１４０号
広島県福山市引野町北４丁目６番14―102号
債務者　花谷　和生
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係